

1 事業実施内容

(1) 総括

つがる三和会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行った。

- ① 第一種社会福祉事業
 - ・ 特別養護老人ホームの経営
 - ・ 障害者支援施設の経営
 - ・ 軽費老人ホームの経営

- ② 第二種社会福祉事業
 - ・ 老人デイサービス事業の経営
 - ・ 老人短期入所事業の経営
 - ・ 障害福祉サービス事業の経営
 - ・ 老人居宅介護等事業の経営
 - ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - ・ 老人介護支援センターの経営

- ③ 社会福祉法第26条の規定による事業
 - ・ 居宅介護支援事業
 - ・ 有料老人ホーム

- ④ 企業主導型保育事業

(2) リフレッシュ運動の実施

職員の健康保持増進及び業務能率と利用者サービスの向上を図るとともに、労働時間を短縮し、職員のゆとりと活力ある生活の実現に資するため、平成22年8月1日からリフレッシュ運動を実施している。

- ・ 時間外勤務の縮減
- ・ 会議の効率的運営
- ・ 事務事業の簡素・効率化の推進
- ・ 執務環境の整備

- ・ 年次休暇の計画的使用の促進

(3) 令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施

令和3年度に引き続き、介護サービス事業所・施設は新型コロナウイルス感染防止対策を継続的に行うことが求められることから、かかり増し経費（時間外・休日出勤等の人件費かかり増し分、衛生用品等の購入に必要な経費等）を支援する「令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金」を活用した。

(4) 原油価格・物価高騰緊急対策支援事業の実施

昨今の世界情勢の影響によるエネルギー価格・物価の急騰への緩和策として、各自治体により緊急支援対策助成事業が実施されたので活用した。

(5) 在宅介護支援センター三和園 訪問介護事業等の廃止

近年の経営状況を踏まえた事業整理の一環として、令和5年3月31日付けで、在宅介護支援センター三和園 指定訪問介護事業、身体障害者指定居宅介護事業、精神障害者指定居宅介護事業を廃止した。

(6) デイサービスセンター城西の監査対応

弘前市による令和4年度介護サービス事業者等運営指導が令和5年2月28日に実施された。

その結果、文書指摘等による是正改善を要する事項はなかった。

口頭による指導・助言等が合った事項については適切な措置を講じ、より一層の適正運営に努めていく。

(7) 次世代あかね保育園の監査等対応

令和4年1月1日開設の企業主導型保育事業 次世代あかね保育園について、企業主導型保育事業指導・監査等基準に基づき、所管機関である（公財）児童育成協会による立入検査が令和4年9月13日に実施された。

その結果、4点の改善事項が指摘され、それぞれについて改善計画書を提出した。

そのほか、10月21日に青森県健康福祉部こどもみらい課による立

入検査、11月17日に児童育成協会による巡回指導、2月28日に同協会による午睡抜き打ち調査があり、いくつかのご指導を頂いたので今後善処していく。

(8) 障害福祉グループホーム泉野の開設

弘前市大字泉野三丁目12番地1にてバンドー介護サービスが経営していた高齢者グループホームの事業所移転に伴い、従前の高齢者グループホームの設置要件がそのまま障がい者グループホームの設置要件を満たすために大規模な改修及び、用途変更等を要しないことや、消防法・建築基準法・都市計画法の基準も全てクリアできていることなど、好条件が揃っていたことから、障がい福祉事業の拡大のために当該物件を取得し、障害福祉グループホーム三和の里の別棟としての認可を得、障害福祉グループホーム泉野として令和5年2月1日に開設した。